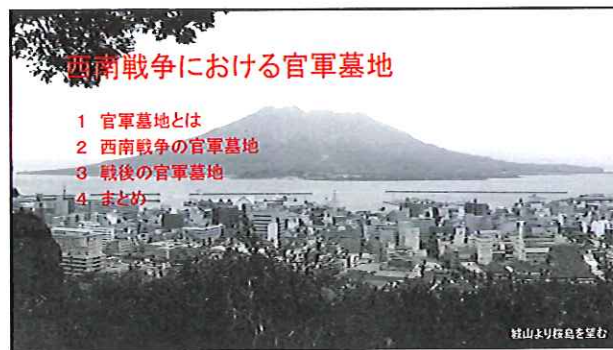




1 官軍墓地とは

1) 設置の経緯

明治2年(1869)12月8日 兵部省達
 「兵隊之者病死之節ハ為御手当金十兩下賜候間
 同隊ニ於テ諸事懇切ニ取扱石碑等取建可違様可
 相違候事 但士官兵士無差別被下候事」
 ※墓地の規定なし

明治3年11月13日 徴兵規則公布(政府軍の拡充へ)
 明治4年7月14日 廃藩置県...全国が政府直轄へ
 同年8月20日 東北鎮台(仙台)、東京鎮台、
 大阪鎮台、鎮西鎮台(熊本)設置

病死・不慮の死者 → 埋葬地の必要性

明治4年11月 御親兵鎮台下士官並兵卒死没取扱規則
 ※各鎮台間での格差は正目的

明治6年12月25日「下士官兵卒埋葬法則」

- 1) 下士官兵卒埋葬一般法則
- 2) 陸軍埋葬地ニ葬ルノ法則
 ※墓標は木柱とし、石柱も可とした
 ※はじめて「陸軍埋葬地」と規定
- 3) 陸軍埋葬地無キ処ニ於テ葬ル法則
- 4) 親戚へ死体引キ渡シノ法則

明治7年(1874)「陸軍埋葬地ニ葬ルノ法則」
 階級により墓碑の規格を統一
 将校以上は、規定なし。

墓標の規格		
階級	高さ	幅
下士官	二尺五寸	方六寸
兵卒	二尺	方五寸

明治8年7月31日 陸軍省達第31号
 「其方面内陸軍埋葬地熊本鎮台ハ面積
 二千八百坪歩兵二大隊營所ハ面積千六
 百坪同一大隊ハ八百坪ト相定候条大凡
 右坪数ニ準据シ更ニ取調可申出此旨相
 違候事 熊本鎮台へ心得ノメ相違入」
 ※この時点で埋葬地を設置していたのは、
 東京・大阪・広島のみ。

明治9年10月24日 神風連の乱
 熊本県令安岡良亮
 鎮台司令長官種田政明少将など、
 花岡山陸軍埋葬地の設置へ

花岡山陸軍埋葬地

神風連の乱に斃れた官軍116名の墓碑
 鎮台創設期以降の死者136名の慰霊碑

陸軍の墓碑

明治10年8月1日付け石碑製作同い
付図・見積書の一部
※ 真田山軍人墓へ建立予定

品名	数量	単価	金額
六卒	6	100	600
下士官	3	200	600
士官	1	400	400
合計	10		1600

警視局の墓石

『大政類典外編』明治11年6月11日付
陸軍省打ち合わせ回答を元に、寸法を定めた。
但し、警視局の墓石頂部が筒型を示す。
※ 陸軍墓石は、角錐柱型である。

【和柳】

最初の官軍墓地・真田山陸軍墓地(大阪市玉造)

明治4年に大阪に造られ、国内最大。
(当初の面積は8,497坪。祭魂社(招魂社)を含む)

陸軍士官学校の前身の兵学寮の生徒、佐賀の乱・西南戦争などの死者を葬る
西南戦争時には、多数の負傷兵のための臨時陸軍病院を設置し治療。
治療の甲斐なく死亡、戦後のコレラによる病死者を埋葬。
西南戦争、日清、日露、第二次世界大戦などの戦死者や、捕虜となったドイツや清国の兵士らも埋葬されている。

兵学寮・明治2年に大阪に設置
訓練生を生徒(せいへい)と呼ぶ。

「生徒」の文字がある墓碑

初期の官軍墓碑

(生徒の墓碑で、埋葬地を造る切掛となった墓石とされる)

(正面)
下田機之助之墓
(右側面)
機之助山口縣人生于周防国大島郡久賀村同縣人下田河内養子為子明治庚午之秋入學兵學寮於大阪同年十二月朔以病死時年二十五

※明治三年(一八七〇)十二月一日死去

真田山陸軍墓地

大阪市玉造

各ブロックごとの墓石配置

A	軍役夫	934基
B	兵卒	1260基
C	下士官	247基
D	下士官	154基
E	兵卒	707基
F	兵卒	1413基
G	付校	155基
H	野田村遺族会建立	169基
I	破損墓碑等	260以上
合計		5299基以上

「陸軍省所轄地」と刻む境界石

真田山軍人墓地

明治十年鹿児島縣隊佐尉計
佐賀縣下陵佐佐木征討出張

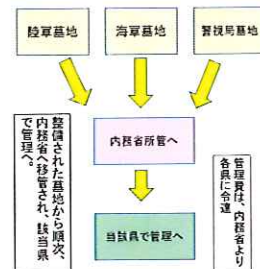
A地区 1
主に日清戦争の犠牲者
B地区
主に西南戦争の犠牲者

コリとも言われ、恐れられた。明治10年9月15日鹿児島にコレラ発生、帰省兵により拡散化（9月24日、西郷隆盛死去により戦争終結）

脚気は原因不明の病とされ、「結核」とならぶ二大国民病とされていた。



官軍墓地の所管替え



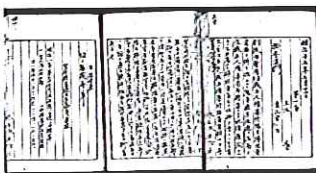
丙第一号
長崎縣 鹿兒島縣 大分縣
其縣下二有之西南之役戰死者廿七人草
屬之遺體這葬地并墳墓等今於縣廳前有之
此當へ引續條案自今於其縣管理可致
此省相連接
但警視野所轄ノ分屯同様相心爲尤
務二邊并後來安付方儀ヲシテ出シメ
四等屬長谷川保銀ノ子ニ出シセシメ
候條々支無之樣可取計事
内務省伊藤博文代理
明治十一年一月廿一日
内務少輔林友幸 印

明治8年 一所墳墓修繕費定額 6円25銭

明治15年 墓碑50個以内は定額6円25銭
51個以上は、50個ごとに6円25銭を追加

明治15年8月19日『太政類典』13
「戦死人墳墓修繕并掲除費ノ金額ヲ定」より

府県名	墓地数	金額
熊本県	18	525円
鹿児島県	13	250円
大分県	4	75円
福岡県	2	31円25銭
長崎県	1	75円
大阪府	1	6円25銭
兵庫県	1	6円25銭
山口県	1	6円25銭
神奈川県	1	10円25銭
合 計	42	985円25銭

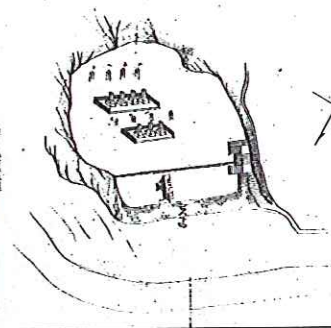


札幌市内の西蔵地区に於ける買置屋敷				基札	現 状	指定
1	札幌官署基地	札幌市根岸区本町字西蔵	50	東友のみ		
2	札幌官署基地	札幌市根岸区本町字西蔵	123	良地		良
3	小宮官署基地	札幌市根岸区中央区西蔵町目10	71	倉庫・金庫等		
4	小宮官署基地	札幌市根岸区中央区西蔵町目215	300	良地		良
5	札幌官署基地	札幌市根岸区西蔵町目215	15	倉庫		
6	札幌官署基地	札幌市根岸区西蔵町目215	265	清蔵・金庫等		
7	旭池官署基地	札幌市根岸区旭池町大字西蔵町18-217	150	良地		良
8	下野官署基地	札幌市根岸区下野町大字西蔵町11-2	150	良地		良
9	沢ノ宮官署基地	札幌市根岸区沢ノ宮町大字西蔵町1263	77	良地		
10	西蔵官署基地	札幌市根岸区西蔵町目215	100	倉庫・平蔵の種		
11	西蔵官署基地	札幌市根岸区西蔵町目215	51	良地		良
12	西蔵官署基地	札幌市根岸区西蔵町目215	319	良地		良
13	七尾官署基地	札幌市根岸区七尾町大字西蔵町724-5	149	倉庫・金庫等		
14	宮官署基地	札幌市八代区西蔵町12-25	339	倉庫・配蔵等		
15	鎌手官署基地	札幌市八代区大字西蔵町	270	清蔵(新宮官署基地に合算)		
16	鎌手官署基地	札幌市八代区大字西蔵町	416	良地		良
17	東海官署基地	札幌市東区東海町西蔵町字西蔵	88	倉庫		
18	東海上野官署基地	札幌市東区東海上野町西蔵町字西蔵	4	倉庫(清蔵等基地)		
19	東海上野官署基地	札幌市東区東海上野町西蔵町字西蔵	72	修繕(清蔵等基地)		
20	安田山官署基地	札幌市根岸区西蔵町目213	11	良地		良
21	安田山官署基地	札幌市根岸区西蔵町目213	11	良地		良

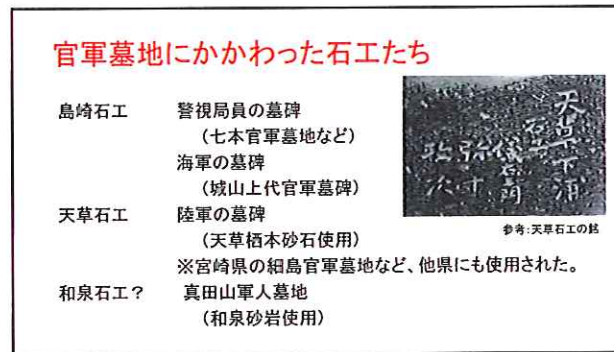
墓数の欄の()は、明治15年8月19日「戦死入墳墓修善并掃除費ノ金額ヲ定ム」に未掲載

[illegible]

城山上代海軍墓地
(熊本市西区)



想本與下脫自會四都上什利字北建宏然陸基光時日



昭和3年刊 江口半仙編著
『清嘯竹富先生逸品集』略伝より

「温厚雅順広く信用を得た結果は丁丑之乱平ぐに及び官軍戦死者の墓碑千余基の揮毫を一手に属せられ揮灑累月此の任を終た時彼として生来始めて多額の報酬を受けたのであつた。」

※揮毫(きさい)=書画を描く事、又は、筆を振るい、墨を紙に注ぐ意。

※陸軍墓地の「太字」「細字」は石工の違い



竹富清嘯(1833-1899)
幕末・明治時代の日本画家

警視局墓碑と陸軍墓碑の文字比較



3 戦後の官軍墓地

昭和20年(1945)年8月28日

陸海軍所属の土地、施設等一切の同有財産を、現状のまま大蔵省へ移管を閣議決定

同年10月末

移管財産調書を作成し、国有財産台帳を添えて所轄の地方財務局長に引き継ぐ

同年12月1日

陸軍省・海軍省廃止

官軍墓地の管理維持が問題化廃止



永峰官軍墓地の慰霊碑

旧軍用墓地の処理に関する件
蔵国第七二六号
昭和二十一年六月二十九日大蔵次官内務次官宛
宛名欠殿
旧軍用墓地の処理に関する件
標記の件に關し五月二十四日中央特殊物件処理委員会の議を経て別紙第一の通り決定し關係方面へも別紙第二の通り協力方を要請しておいたから、左記事項御留意の上処理せられたい。
記
一、別紙第一に依る処理方法は一応の基準を示したものであるから地方の実状に應じ適切な処理を実施し不足の紛争等を生じない様注意せられたいこと。
二、無償貸付の相手方に就いては財務局長は地方長官に復員庁現地機関と密接に連絡の上その意見を徴してこれを決定することとし地方の意向を充分尊重すること。
三、維持管理、祭祀の担当者に就いては地方長官は財務局長に復員庁現地機関と密接に連絡の上決定すること。

戦後の官軍墓地の運命

西南戦争100年目の功罪

1) 地元の管理

当初の姿を留めた官軍墓地の指定
「文化財の指定は保護の第一歩」

2) 慰霊碑や合葬碑を建てた官軍墓地

・荒れ果てた墓地は、防犯上良くないとして壊された墓地
・転用・・・公園・幼稚園等



昭和39年2月 高瀬官軍墓地
公園化前の官軍墓地の様子と慰霊碑(下)



四、経費は維持管理、祭祀を担当するものが負担すること。目下靖国神社の氏子団体たる靖国会(仮称)に於ては維持管理、祭祀を担当したい意向があり、右は適当と認められるかこれに就いては更めて同会から貴庁に連絡する苦であるから其の時には然るべく考慮せられたい。
なほ、現に勤務中の維持管理人は維持管理、祭祀を担当するものに速かに引き継ぐ様措置せられたい。
五、旧軍用墓地に余積があつて他に利用し得る時は一般墓地其の他の公共の用途に充てることが差支へないが、其の際軍用墓地の尊厳を侵さない様利用者に徹底せしめられたい。
六、遺骨の埋葬は遺族の希望によることとし、引取人の無い遺骨の埋葬に就いては、維持管理、祭祀の担当者をして復員庁現地機関と密接に連絡せしめて実施すること。
※旧軍用墓地は都道府県又は地元市町村に無償貸付するとされた
※戦後、「修繕並びに清掃費」支給停止へ

月見殿官軍墓地 熊本県菊池市

100基の墓碑 昭和25年5月3日 改葬 案内板もなく、地元民も知らない。



平和の塔



郡浦官軍墓地 熊本県宇城市



有明堂官軍墓地 熊本県山鹿市

153名 昭和44年3月31日 改修
老人福祉センター建設



横手及び若宮官軍墓地 熊本県八代市



細島官軍墓地

指定後整備された景観



旧墓石保存庫

城ノ原官軍墓地

本県、高瀬方面で戦死した官軍兵士177名が埋葬されています。戦争当時は野戦病院となっていた西京寺に仮火葬されていましたが、明治11年にこの地へ本葬



下岩官軍墓地

熊本県和水町

県の補助により墓石の修復整備



尾の上官軍墓地

熊本県天草市牛深

警視局四等巡査 木村脩の墓碑
当初の姿をよく残す
天草砂石を使用 →



← 田浦官軍墓地 熊本県葦北郡

墓碑の修復と保存

細島官軍墓地…墓碑レプリカ設置と墓碑保存施設
城ノ原官軍墓地…墓碑修復・補修



細島官軍墓地の保存庫内



城ノ原官軍墓地の墓石



宇蘇満官軍墓地の墓石

鹿児島県指定史跡「南洲墓地」(昭和30年指定)

明治12年(1879年)
現在地にまとめて改葬後、九州各地に散在していた西郷軍の遺骨も集めて計2023名が葬られる
明治12年(1879) 三回忌、参拝所設置
明治16年(1883) 七回忌、遺骨収容へ
大正11年(1922)に西郷隆盛を祭神とした南洲神社へ



まとめ

- 1 国営墓地の初期の姿を保った墓地は、大変貴重
昭和52年 熊本県指定史跡(8か所)→(6か所へ)
平成25年 国指定史跡(2か所)
※鹿児島県 城山公園 昭和6年
(国指定史跡及び天然記念物)
鹿児島県指定史跡 南洲墓地 昭和30年
- 2 戦後、多くの墓地が荒廃…JHQによる神道指令
戦後思慕の中で官軍墓地への逆風
- 3 活用の促進が、英霊にたいする顕彰となる



「小峰陸軍埋葬地入口」とある

おわり



西南役戦没者慰霊之碑